

# 東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者募集要項

大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）が行う東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）（以下「センター」という。）内における食堂営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

## 1 公募物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料（年額）	位置
東和薬品 RACTAB ドーム （大阪府立門真スポーツセンター） 大阪府門真市三ツ島3-7-16	・厨房 99.23 m <sup>2</sup> ・パントリー23.02 m <sup>2</sup> （注1）上記以外の食堂 内に、売店を併設 することも可	1 式	（注2） 1,844,900 円 （参考：税込み 2,029,390 円）	別図 別紙1 別紙2 別紙3

（注1）売店を設置する場合は、別途使用料が必要となります。

（注2）最低使用料は、募集要項3-(2)-①の年額使用料の減額前の金額です。使用料の減額の適用を受けた場合の最低使用料（年額）は、614,900 円（税込み 676,390 円）になります。

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ないもの

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。

- ① 府教委等との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 府教委等が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が府教委等と契約を締結すること又は府教委等との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により府教委等が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく、府教委等との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 最近3年間に於いて、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

### 3 公募条件等

#### (1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

なお、令和6年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初府教委が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに府教委に許可申請を行うことにより、最長5年間（令和10年3月31日までの間）、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと府教委が判断した場合に限ります。

#### (2) 使用料等

##### ① 応募価格

応募申込書に記載する応募価格は、「(1)使用許可の期間」にかかわらず、年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。④に定める使用料の減額を受けようとする場合にあつても、減額前の額を記入することとします。

##### ② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに府教委の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の府教委が指定する期限までに当該年度分を一括納入（全額）とします。使用料の額については、次の③から④の計算によるものとします。

##### ③ 年額使用料

1年間の使用許可期間の更新を受けた場合における年額使用料の額は、応募価格（税抜額）に百分の百十を乗じて得た額とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

##### ④ 使用料の減額

厨房部分の使用料については、「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業に係る仕様書」3使用条件等(9)の提供メニュー及び提供価格を遵守することを条件として、「行政財産使用料減額申請書」を府教委に提出し、府教委から「行政財産使用料減額決定」を受けることにより、応募価格（税抜き）の3分の2を減額します。

この場合における減額の計算は、③年額使用料の計算において、それぞれ百分の百十を乗じる前の額に対して3分の2を乗じて得た額（百円未満切捨て）を減額し、減額後の額に対してそれぞれ百分の百十を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。

※ 売店を設置する場合の使用料は、減額することはできません。

#### (3) 必要経費の負担

##### ① 営業事業者が負担すべき経費

- ・センター食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・使用前・使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングや模様替えを行う場合の費用
- ・使用前・使用中における府から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用

- ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

② 光熱水費その他経費の負担

食堂の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業に係る仕様書 2」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業に係る仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 食堂等を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
- ④ 車両を長時間常時駐車する必要がある場合は、使用料が発生する場合がありますので、別途、センター指定管理者と協議してください。

## 4 応募申込手続き

(1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和5年2月17日（金）～ 令和5年3月3日（金）必着  
 送り先 〒540-8571（住所地番記入不要）  
 大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ あて

イ 持参される場合

申込受付期間 令和5年2月17日（金）～ 令和5年3月3日（金）  
 【午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時】  
 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。  
 提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号（大阪府庁別館6階）  
 大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（府教委所定様式）
- ② 誓約書1・2（府教委所定様式）
- ③ 販売品目一覧表（食堂用）（府教委所定様式）
- ④ 2-(3)(6)にかかる最近3年間に1年以上営業したことを証する書類の写し（飲食店の営業許可証等）
- ⑤ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

(3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 5 質問書及び現地確認

(1) 質問受付期間 令和5年2月17日（金）～令和5年2月27日（月）

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】※土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

【午前9時30分～正午、午後1時～午後2時：最終日2月27日（月）】

(2) 提出方法

質問書（府教委所定様式）により、(1)受付期間内に「4-(1)提出先」にご持参または、下記にメール又はFAXを送信してください。

電子メール (kyoikushinko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp)

FAX 06-6941-4815

(3) 質問書への回答

令和5年3月1日（水）17時以降に、大阪府のホームページに掲載します。

アドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/sisetu/index.html>

(4) 現地確認（事前申し込み必要）

日 時：令和5年2月24日（金）15時集合（30分程度）

集合場所：東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター） 会議室

**※現地説明会ではありません。現地での質問には応じられませんので、質問がある場合は、上記(1)、(2)に記載のとおり期間及び方法により提出してください。**

**※現地確認を希望される場合は、必ず事前に電話で申し込んでください。**

申込期限：2月21日（火）正午まで

申し込み先：大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ

電話 06-6944-9366

## 6 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、府教委が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち合いのもと、くじにより決定します。

(3) 次点者の決定

最高の応募価格の次点となるものを次点者とし、営業事業者に決定した者が、「8 設置事業者の決定の取り消し」事由が発生した場合、繰り上げて、営業事業者とする。

(4) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和5年3月7日（火）の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額、営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）及び応募者数を掲載します。

## 7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和5年3月14日（火）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件（7）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

提出書類について確認が出来ましたら使用料金を納付いただくため、納入通知書兼領収証書を発行いたしますので、令和5年3月31日（金）までに必ず納入してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（府教委指定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 2-(3)(6)にかかる許認可等（飲食店の営業許可等）の許可証等の写し
- ④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）  
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書  
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
- ⑤ 法人にあっては「公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱」に基づく役員名簿

## 8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、上記7の指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合
- ③ 役員等（法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
- ④ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき

- ⑤ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき
- ⑥ 役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

## 9 その他

- ① 使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。
- ② 個人情報の収集及び提供
  - (1) 設置事業者に決定した者が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、速やかに履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出してください。
  - (2) 設置事業者に決定した者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、設置事業者に決定した者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供します。
- ③ ネーミングライツについて

センターでは、大阪府立のスポーツ施設を有効活用するとともに安定した経営基盤を確立し、府民サービスの向上を図り、大阪府立のスポーツ施設の魅力を高めることを目的にネーミングライツ（愛称を命名する権利）を導入しており、パートナー企業として東和薬品株式会社を選定、平成27年10月1日からの愛称を次のとおり決定し、府としても愛称が定着するよう努め、広く使用することとしています。また、新聞、テレビ等のマスメディアや利用される団体、主催者等に対し愛称名を使用するようお願いしています。

営業事業者においても愛称使用にご協力いただくようお願いします。

愛称：東和薬品 RACTAB ドーム（読み方：トウワヤクヒンラクタブドーム）

期間：令和2年10月1日～令和7年9月30日

※正式な名称(大阪府立門真スポーツセンター)を変更するものではありません。

### 募集に関する問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ

大阪市中央区大手前3丁目2番12号 電話06-6944-9366（ダイヤルイン）

# 応 募 申 込 書

## 〈東和薬品 RACTAB ドーム（府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者〉

令和 年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

住 所（所在地）（〒            -            ）

氏 名  
法 人 名  
代表者名  
（事務担当者）  
所属部署  
氏 名  
電 話

東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

### 1 提案使用料

所在地・設置場所	使用許可面積	数量	応募価格（提案使用料）			
大阪府門真市 三ツ島3-7-16 門真スポーツセンター	厨房等 122.25 m <sup>2</sup>	1式				0 0 円

- ※ 1. 応募価格は、府教委が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。  
2. **応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。**なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。  
3. 金額はアラビア数字で記入してください。  
4. 初めの数字の頭に「金」をいれてください。

### 2 添付書類

- ① 誓約書1・2（府教委所定様式）
- ② 販売品目一覧表（食堂用）（府教委所定様式）
- ③ 募集要項2-(3)(6)にかかる最近3年間に1年以上営業したことを証する書類の写し（飲食店の営業許可証等）
- ④ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

# 誓 約 書 1

私は、大阪府教育委員会が実施する東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者募集要項」及び「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名を掲載することに同意します。
- 4 「東和薬品 RACTAB ドーム（大阪府立門真スポーツセンター）食堂営業事業者募集要項」の各条項に掲げられている事項及びこれに基づく大阪府教育委員会教育長の指示に対して、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服は申し立てません。

令和 年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
法 人 名  
代表者名

## 誓 約 書 2

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府教育委員会教育長 様

年 月 日

申込者

住 所  
(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所  
(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所  
(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)

生年月日



